

感染症の園内感染防止について（お願い）

令和5年7月12日

社会福祉法人 見真会

園では、園児のインフルエンザA型、ヘルパンギーナなどへの感染や、発熱、嘔吐、咳などの「かぜ症状」の発症が増えてきています。

また、ご家族の新型コロナウイルスへの感染も散見されるようになりました。

保育園は、子どもたちが集団で生活する場であることから、感染症の感染リスクが高くなる傾向があります。

このため、子どもたちへの感染を防止し、安全で安心な保育サービスを提供していくため、次の事項について、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 ご家庭での手洗い、うがいなどの感染防止対策とご家族の体温測定などの健康管理の徹底。**
- 2 園児や同居のご家族に発熱などのかぜ症状や下痢、嘔吐などがある場合には、早期の医療機関への受診と園児(兄弟姉妹を含む。)の登園自粛。**
- 3 園児や同居のご家族が①新型コロナウイルスに感染した場合、②濃厚接触者となった場合、③感染の疑いでPCR検査や抗原定性検査を受ける場合は、当園への連絡と園児(兄弟姉妹を含む。)の登園自粛。**
- 4 再登園の場合は、再登園基準※の確認、基準の徹底と基準確認書(同居の家族全員)の提出。**

※ 再登園基準は、裏面にあります。

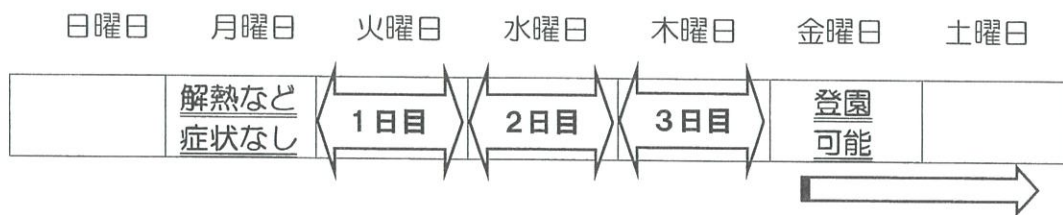
＜新型コロナウイルス再登園・出勤の基準＞

R5.7.12 改訂版 社会福祉法人 見真会 明光保育園

1 園児（職員）が感染した場合

次の①，②の両方の条件を満たすこと。

- ① 発熱，せき，鼻水，鼻づまり，下痢，嘔吐などの「かぜ症状」や体調不良がなくなった日の翌日から3日を経過していること。



- ② 感染が確認された日（医療機関の診断日）の翌日から5日を経過していること。



※ 可能であれば医療機関や薬局で抗原（定量・定性），PCR検査等を受けて陰性を確認してください。

- ③ 医師の意見書（登園（出勤）可能）を提出していること。

（注）意見書は、「保育園からのお願い」に添付しています。また、ホームページからダウンロードできます。登園までに医師に意見書を記入してもらってください。

2 同居の家族等が感染した場合

- ① 感染した同居の家族等が「1園児（職員）が感染した場合」の①，②の両方の条件を満たしていること。

- ② 感染した同居の家族の感染が確認された日の翌日から5日を経過していること。

- ③ 同居の家族等の中に発熱，せき，鼻水，鼻づまり，下痢，嘔吐などの「かぜ症状」，体調不良がある者がいないこと。

※ 園児（職員）がインフルエンザに感染した場合の登園基準は，上記の「1園児（職員）が感染した場合」と同様です。